幼児教育・保育の無償化について

～子育てのための施設等利用給付の対象事業～

※利用料の償還払いを受けるためには申請・請求が必要になります。

利用区分	該当施設例	対象者	無償化の対象となるもの	無償化上限（日額）	無償化上限（月額）	算定方法	申請書及び請求書提出先
認可保育所 認定こども園（保育認定）	やしろ保育園 二井宿保育園 つくし保育園 たかはたこども園 なかよしこども園 なごみこども園 まつかわ幼稚園	住民税非課税世帯の満3歳児	教育・保育利用料	なし	なし	教育・保育利用料の全額	提出の必要なし（最初から利用料が0になります）
		3歳児から5歳児					
認定こども園（教育認定）	たかはたこども園 なかよしこども園 なごみこども園 まつかわ幼稚園	住民税非課税世帯の満3歳児	教育・保育利用料	なし	なし		
		3歳児から5歳児					
		住民税非課税世帯の満3歳児	預かり保育料	450	16,300	・預かり保育利用料として施設に支払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額 ※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児			11,300		
施設型給付を受ける幼稚園		住民税非課税世帯の満3歳児	教育・保育利用料	なし	なし	教育・保育利用料の全額	提出の必要なし（最初から利用料が0になります）
		3歳児から5歳児					
		住民税非課税世帯の満3歳児	預かり保育料	450	16,300	・預かり保育利用料として施設に支払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額 ※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児			11,300		
新制度未移行幼稚園		住民税非課税世帯の満3歳児	施設利用料	450	25,700		
		3歳児から5歳児					
認可外保育施設	あいいく幼児園 院内保育所 企業主導型保育所	住民税非課税世帯の0歳から2歳児	施設利用料	なし	42,000	施設に支払った額 ※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児			37,000		
一時預かり事業	各保育所、認定こども園、幼稚園	住民税非課税世帯の0歳から2歳児	施設利用料		42,000		高畠町福祉こども課
		3歳児から5歳児			37,000		
病児保育事業		住民税非課税世帯の0歳から2歳児	施設利用料		42,000		
		3歳児から5歳児			37,000		
ファミリー・サポート・センター事業	屋内遊戯場もっくる内高畠町ファミリー・サポート・センター	住民税非課税世帯の0歳から2歳児	施設利用料		42,000		
		3歳児から5歳児			37,000		
十分な預かり保育事業が実施されていない認定こども園（教育認定）、幼稚園を利用し、かつ認可外保育所を利用する場合		住民税非課税世帯の満3歳児	施設利用料	450	16,300	・預かり保育利用料として認可施設に支払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額と 認可外施設に支払った額の総額 ※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	
		3歳児から5歳児			11,300		